



2月号外



ホームページはこちら



選挙に関するお問い合わせは
こまつもしもしセンター ☎20-0404
小松市選挙管理委員会 ☎24-8151(直通)
〒923-8650 小松市小馬出町91番地

衆議院議員総選挙及び 2月8日(日)は 最高裁判所裁判官国民審査

の執行が予定
されています。

重要なお知らせ

一部の投票所で当日投票所の場所が変更になります。



当日投票所の位置一覧

従 来	変 更 後	投票区の区域（ ）内は通称の町	投票区番号
安宅コミュニティセンター	→ 安宅会館(安宅町ヨ132番地)	安宅町(第一～第六・第九)、小島町、長崎町、長崎町一丁目、長崎町二丁目、長崎町三丁目、長崎町四丁目、長崎町五丁目、坊丸町	4
犬丸小学校	→ 小松市民センター(大島町丙42番地3)	犬丸町、大島町、御館町、島田町、城北町、蛭川町、(東蛭川町)、松梨町	5
荒屋小学校	→ あらやこども園(荒屋町丁20番地1)	あけぼの町、荒屋町、高堂町、問屋町、長田町、野田町	6
能美小学校	→ 能美町公民館(能美町イ88番地)	川辺町、千代町、能美町、一針町、平面町	7
第一小学校	→ 第一地区コミュニティセンター(白江町ツ108番地1)	糸町、打越町、沖町、白江町、白松町	8
松陽地区体育館	→ のしろ児童館(北浅井町壱号90番地1)	扇町、北浅井町、清六町、大領町、不動島町、三田町、南浅井町	10
蓮代寺小学校	→ 蓮代寺町町民センター(蓮代寺町お187番地2)	三谷町、東山町、本江町、蓮代寺町	11
向本折小学校	→ 向本折町公民館(向本折町ネ89番地)	須天町一丁目、須天町二丁目、大領中町一丁目、大領中町二丁目、大領中町三丁目、大領中町四丁目、向本折町(第一～第三)	12
串小学校	→ 御幸保育園(串町北328番地)	青路町、串町、串茶屋町、野立町、村松町	14
日末小学校	→ 日末会館(日末町46番地1)	工業団地一丁目、工業団地二丁目、佐美町、拓栄町、浜佐美町、日末町、松崎町	15
国府地区体育館	→ 国府公民館(河田町又32番地)	小野町、河田町、(河田館町)、古府町、埴田町、(本河田町)、(谷内町)、国府台一丁目、国府台二丁目、国府台三丁目、国府台四丁目、国府台五丁目、上八里町、里川町、下八里町、八里台	16
東陵小学校	→ 東部児童センター(西軽海町四丁目99番地)	希望丘、光陽町、西軽海町一丁目、西軽海町二丁目、西軽海町三丁目、西軽海町四丁目	22
矢田野小学校	→ こまつドーム(林町ほ5番地)	上荒屋町、下粟津町、林町、二ツ梨町、(矢沢町)、矢田野町	27
月津小学校	→ 月津子育てセンター(月津町ユ113番地 月津小学校敷地内)	扇原町、四丁町、月津町、月美丘、額見町、矢田町、矢田新町	28
西部地区体育館	→ 木曽町会館(安宅町甲66番地1)	安宅町(第七・第八)、安宅新町、浮柳町、(木曽町)、草野町、鶴ヶ島町、(羽衣町)、浜佐美本町、(前川町)、義仲町	33
符津小学校	→ 小松サン・アビリティーズ(符津町念佛ヶ2番地7)	(春日町)、島町、符津町、松生町、蓑輪町、矢崎町	34
木場小学校	→ 木場町集落センター(木場町イ125番地)	木場町、木場台	35

下記の投票所に変更はありません。

投票所	投票区の区域（ ）内は通称の町	投票区番号
小松市役所	泉町、浮城町、梅田町、大川町、大川町一丁目、大川町二丁目、大川町三丁目、御宮町、上小松町、上牧町、京町、古城町、小寺町、小馬出町、細工町、材木町、下牧町、新町、新鍛冶町、新大工町、園町、鷹匠町、地子町、茶屋町、天神町、殿町一丁目、殿町二丁目、中町、浜田町、松任町、丸内町、丸の内町一丁目、丸の内町二丁目、丸の内公園町、美原町、梯町	1
芦城小学校	芦田町一丁目、芦田町二丁目、育成町、上寺町、桜木町、城南町、大文字町、寺町、土居原町、(土居原町第六)、西町、東町、光町、古河町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本鍛冶町、本大工町、本大工町一丁目、本大工町二丁目、三日市町、八日市町、龍助町	2
芦城センター	相生町、旭町、飴屋町、有明町、上本折町、こまつの杜、幸町一丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、栄町、清水町、白嶺町一丁目、白嶺町二丁目、白嶺町三丁目、末広町、宝町、錦町、西本折町、白山町、(白山町第二)、日の出町一丁目、日の出町二丁目、日の出町三丁目、日の出町四丁目、(日の出町第三)、日吉町、福乃宮町一丁目、福乃宮町二丁目、(南末広町)、本折町、大和町、八幡町	3
認定こども園だいいち	漆町、金屋町、佐々木町、(鹿町)、八幡、若杉町	9
今江中央地区コミュニティ供用施設(しろやま会館)	今江町、今江町一丁目、今江町二丁目、今江町三丁目、今江町四丁目、今江町五丁目、今江町六丁目、今江町七丁目、今江町八丁目、今江町九丁目	13
よしたけこども園	千木野町、千木野町一丁目、千木野町二丁目、千木野町三丁目、千木野町四丁目、吉竹町	17
鵜川町集会所	鵜川町、遊泉寺町、立明寺町	18
小松市シルバー人材センター	荒木田町、岩渕町、軽海町、正蓮寺町、中海町、みどり町	19
小松市埋蔵文化財センター	嵐町、桂町、上麦口町、中ノ峠町、原町、麦口町	20
那谷町会館	那谷町	21
大野町公民館	大野町、五国寺町、花坂町	23
金平町公民館	(麻島町)、江指町、金平町、(金野町)	24
波佐羅町会館	池城町、岩上町、尾小屋町、小原町、観音下町、沢町、塩原町、新保町、津江町、西俣町、布橋町、波佐羅町、花立町、松岡町、丸山町、光谷町	25
里山自然学校こまつ滝ヶ原	滝ヶ原町	26
ふれあい松東	瀬領町、長谷町、波佐谷町	29
打木町公民館	赤瀬町、上り江町、打木町	30
菩提町集会所	菩提町	31
里山自然学校大杉みどりの里	大杉町	32
戸津町会館	栗津町、井口町、おびし町、小山田町、白山田町、津波倉町、戸津町、南陽町、西荒谷町、西原町、馬場町、日用町、牧口町、湯上町	36

投票日当日に投票できない場合は期日前投票や不在者投票ができます。(裏面を参照ください)

◆投票時間の繰り上げ

次の投票所の人々は、投票所の閉鎖時刻が異なりますので、ご注意ください。

●午前7時から午後7時まで

鶴川町集会所、小松市埋蔵文化財センター、那谷町会館、大野町公民館、金平町公民館、波佐羅町会館、ふれあい松東、打木町公民館

●午前7時から午後6時まで

里山自然学校こまつ滝ヶ原、菩提町集会所、大杉みどりの里

◆投票のできる人

平成20年2月9日までに生まれた人で

令和7年10月26日以前から小松市の住民基本台帳に載っている人です。

なお、市内間の住所移転については、令和8年1月23日以前に異動届をされた人は新しい住所地の、令和8年1月24日以降に異動届をされた人は旧住所地の投票所で投票してください。

■投票用紙

衆議院小選挙区選出議員選挙	浅葱色(薄い水色)地
衆議院比例代表選出議員選挙	ピンク色地
最高裁判所裁判官国民審査	うぐいす色地

■開票の日時・場所

2月8日(日) 午後9時10分から・末広体育館

●期日前投票・不在者投票について

投票は、投票日当日、投票所で行うことを原則としていますが、当日投票所

において投票することができないと見込まれる人のために、投票日の前でも投票できるのが期日前投票や不在者投票です。なるべく「投票所入場券」をお持ちください。

●期日前投票・不在者投票のできる人は

選挙人名簿に登録されている人で、次に掲げる(1)から(5)までの事由のため、投票日当日、投票所へ行って投票できない人です。

- (1) 区域を問わず、職務若しくは業務に従事又は冠婚葬祭の主宰などの用務に従事すること。
- (2) 用務又は事故のため、自分の投票区の区域外に旅行又は滞在中であること。
- (3) 病気やけが、妊娠、出産、身体の障害等で歩行や外出が困難であること。
- (4) 他の市区町村へ転出し、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されていないこと。
- (5) 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

●小松市の選挙人名簿に登録されていて、他の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をしようとする人は

たとえば、長期出張している人などは郵便で「宣誓書」を添えて小松市選挙管理委員会に対し「投票用紙及び不在者投票用封筒」の交付を請求し、その投票用紙などを受け取つてすぐに在地の選挙管理委員会で投票すれば、その投票用紙は小松市選挙管理委員会へ送られてきます。

●他の市区町村の選挙人名簿に登録されていて、小松市の選挙管理委員会で不在者投票をしようとする人は

他の市区町村から小松市へ一時的に来ている人や、令和7年10月27日以降に小松市へ転入し、他の市区町村の選挙人名簿に登録されている人は宣誓書を添えて当該選挙管理委員会に対して投票用紙等の交付を請求し、受け取つたらすぐに小松市の選挙管理委員会に来て投票してください。

投票所入場券をお持ちください

投票所入場券は選挙の公示日後に世帯主宛に郵送します。

- ▶圧着ハガキ1枚で4人分ですので、お名前を確認の上、ご自身の分を切り取ってお持ちください。
- ▶投票所入場券は郵便でお送りするので、ご自宅に届くまで公示日から数日要する場合があります。
- ▶投票所入場券がまだ届いていない場合や紛失してしまった場合でも、この選挙で投票できる人であれば投票所で名簿対照の上投票できますので、その旨投票所の係員にお伝えください。

投票所入場券を、次のようにご提示いただくと受付がスムーズです。

- ▶期日前投票をする場合：自分の入場券を切り取り、裏面の「期日前投票宣誓書(請求書)」にあらかじめ必要事項を自署する
- ▶投票日当日に投票する場合：自分の入場券を切り取る

投票所では

- 混雑状況によって投票所への入場をお待ちいただくことがあります。
- 投票所での受付時には、選挙人名簿に登録されているご本人であることを確認させていただくため、お名前と生年月日をお聞きいたしますが、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。なお、運転免許証等官公署発行の身分を証明できるものご提示でこれに代えることができます。

投票日当日に投票できない場合は期日前投票や不在者投票ができます。

期日前投票所の情報はこちら



●期日前投票所について

期間	場所	時間
1月28日(水)から 2月 7日(土)まで	小松市役所(小馬出町91番地)	※午前9時から午後8時まで
	小松サン・アビリティーズ(符津町念佛ヶ2番地7)	午前8時30分から 午後7時まで
	第一地区コミュニティセンター(白江町ツ108番地1)	
	イオン小松店(平面町)(平面町ア69番地)	午前10時から 午後7時まで
2月 2日(月)から 2月 7日(土)まで	こまつドーム(林町ほ5番地)	
2月 5日(木)から 2月 7日(土)まで	国府公民館(河田町ヌ32番地)	午前10時から 午後6時まで
	ふれあい松東(長谷町49番地)	

※令和7年参議院議員通常選挙より、小松市役所の開場時刻が変更となっています。

※上記の期間に関わらず、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は2月1日(日)からとなります。

期日前投票所の情報はこちら



令和6年度小松市明るい選挙書道コンクール
小松市明るい選挙推進協議会会長賞
西澤なづなさん

「郵便等による不在者投票制度」は次のとおりです。

郵便等による不在者投票ができる人

(1)身体障害者手帳の交付を受けていて、障害の程度が次に該当する人	
両下肢・体幹・移動機能の障害	1級または2級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級または3級
免疫・肝臓の障害	1級から3級まで
(2)戦傷病者手帳の交付を受けていて、障害の程度が次に該当する人	
両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症まで
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
(3)介護保険の被保険者証の交付を受けていて、次のとおり記載されている人	
要介護状態区分	要介護5

①郵便で投票できる人

郵便投票証明書が必要

郵便で不在者投票をするときは、あらかじめ小松市選挙管理委員会が発行する「郵便投票証明書」が必要です。

証明書の交付申請は小松市選挙管理委員会にある所定の様式による申請書によって申請してください。その際、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳若しくは介護保険の被保険者証が必要です。(申請書の提出は郵送、代行でも結構です。)

②対象となる人の範囲

郵便等による不在者投票ができるのは左表の人です。

③代理人による記載について

次に該当する人は、所定の手続きをすれば代理人に記載してもらうことができます。

【対象者】

- 身体障害者手帳に、上肢又は視覚の障害の程度が1級として記載されている人
- 戦傷病者手帳に、上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症として記載されている人

ただし、あらかじめ「代理記載人」となる人を小松市選挙管理委員会に届出する必要があります。

④郵便による手続き

投票用紙と投票用封筒の請求

投票日の4日前(2月4日)までに、本人(又は代理記載人)が署名した投票用紙等請求書に「郵便投票証明書」を添えて、投票用紙と封筒を小松市選挙管理委員会へ請求してください。(請求書の提出は郵送、代行でも結構です。)

投票用紙の交付

投票用紙等の交付が本人の請求によるかどうかを確認の上、本人に間違ひなければ、直接本人へ投票用紙と封筒を郵送します。

投票

投票用紙と封筒を受け取った選挙人は、現在住んでいる場所で必ず本人(又は代理記載人)自らが投票用紙に候補者の氏名等を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、外封筒の表面に署名し、これを同封の封筒に入れて小松市選挙管理委員会に郵送してください。